

別表十一（一の二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第52条第2項又は第6項（一括評価金銭債権に係る貸倒引当金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法定の繰入率5」の欄は、措置法第57条の9（中小企業者等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合に措置法令第33条の7第4項各号（中小企業者等の貸倒引当金の特例）に定める割合を記載します。
- 3 「基準年度の実績により実質的に債権とみられな
いものの額を計算する場合の明細」の各欄は、措置
法第57条の9の規定の適用を受ける場合に記載しま
す。
- 4 令第96条第8項（貸倒引当金勘定への繰入限度額
）の規定により同条第6項に規定する貸倒実績率を
計算する場合にあつては、同項第2号に掲げる金額
の計算に関する明細を別表十一（一）に記載して添付
します。